

事務連絡  
令和3年3月22日

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

### 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

廃棄物処理に関係する事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、関係の皆さまには、緊急事態宣言の期間中であっても、廃棄物処理業の継続に御尽力いただいていたところですが、緊急事態解除宣言がされた後であってもそのことに変わりはありません。

基本的対処方針では、国及び自治体において、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」を踏まえ、「社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととする」とされているところです。

これらのことを踏まえ、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画<sup>i</sup>、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A<sup>ii</sup>、その他これまで通知した内容<sup>iii</sup>について、貴管内廃棄物処理業者及び排出事業者に改めて周知いただき、引き続き、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

<sup>i</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

<sup>ii</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)

<sup>iii</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronatsuchi.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html)